



<松山市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点>

- 北部、南部、市全域に対応する3か所のワンストップの相談支援を中心とする面的整備型
- 相談支援事業所の母体法人がもつ幅広い施設等や、地域性、ネットワーク、市の協力により、面的整備としての連携も充実

1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	515,080人（平成29年8月1日現在）	
障害者の状況 （平成29年4月1日現在）	身体障害者手帳所持者 18,310人	療育手帳所持者 3,938人
	精神障害者保健福祉手帳所持者 3,419人	
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳所持者は増加傾向。特に精神障害者が増加。 （平成27年4月：2,976人→平成28年4月：3,160人→平成29年4月：3,419人） ・障害者の高齢化が進行。身体障害者の半数以上が高齢者。 ・加齢とともに重度化する傾向あり。 	
実施主体	松山市	

2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

検討を始めたきっかけ、検討開始時期、整備方針、整備類型

- ・国の基本指針を受け、地域生活支援拠点等の整備の検討を開始した。
- ・平成26年8月25日に開催した平成26年度第1回松山市障がい者総合支援協議会で、第4期障害福祉計画策定について説明する中で、地域生活支援拠点等の整備を検討することを説明した。
- ・松山市は社会資源が豊富なため、既存資源をうまく活用する面的整備がよいと判断した。
 - ⇒平成21年から「障害者総合相談窓口」事業を受託した松山市社会福祉協議会が、全市を対象に幅広く相談支援事業を行っていた。平成24年8月からは、市役所に窓口を置き、現在は、身体障害・知的障害・精神障害の3障害に加え、発達障害・高次脳機能障害・難病、障害児も含めた幅広い相談支援事業を行っている。
- ・平成24年度まで7法人が、身体障害、知的障害、精神障害の中で専門とする障害に限定してそれぞれに相談支援事業を行っていたが、利用者から障害種別によって窓口が異なることの不便さが指摘されるようになった。
- ・平成25年度から3障害の他、発達障害、高次脳機能障害、難病、虐待も含めて1か所で相談を受けられる場所を、北部と南部で各1か所整備することとして公募した。その結果、北部地域相談支援センターを社会福祉法人福角会、南部地域相談支援センターを社会福祉法人宗友福祉会に委託することにした（両者とも20～30年以上の障害者福祉経験あり）。
- ・2法人は専門としない障害分野については、独自に他法人に協力を仰ぎ、職員に出向してもらって、すべての障害に対応できる体制を整えている。
- ・第4期障害福祉計画に、計画の終期である平成29年度までに地域生活支援拠点等を1か所整備すると明記した。
- ・平成28年12月12日に厚生労働省が開催した「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議」で、北部地域相談支援センターと南部地域相談支援センター、障害者総合相談窓口を継続し、各資源との有機的協力体制の維持発展を目指す面的整備型とすることを意見交換用のワークシートで提出したところ、意見交換を行った他の自治体からも整備が完了しているとの認識を得た。

協議会等の活用

- ・地域生活支援拠点等の整備に関して、障がい者総合支援協議会などの協議会は活用していない。障がい者総合支援協議会には5つの部会（こども支援、就労支援、地域移行、サービス等利用計画、権利擁護）があり、市の職員も参加しているが、相談に関して直接的に協議する部会はないため、地域生活支援拠点等とは切り離して考えている。
- ・北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター、社会福祉協議会のメンバーも障がい者総合支援協議会の部会に参加しているが、地域生活支援拠点等としてではなく1メンバーとして参加している。

地域自立支援協議会構成図

松山市 障がい者総合支援協議会（＝地域自立支援協議会）

* 地域生活支援拠点等の整備に関する活用はしていない



市職員、北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター、社会福祉協議会のメンバーも参加。ただし、地域生活支援拠点等とは別。

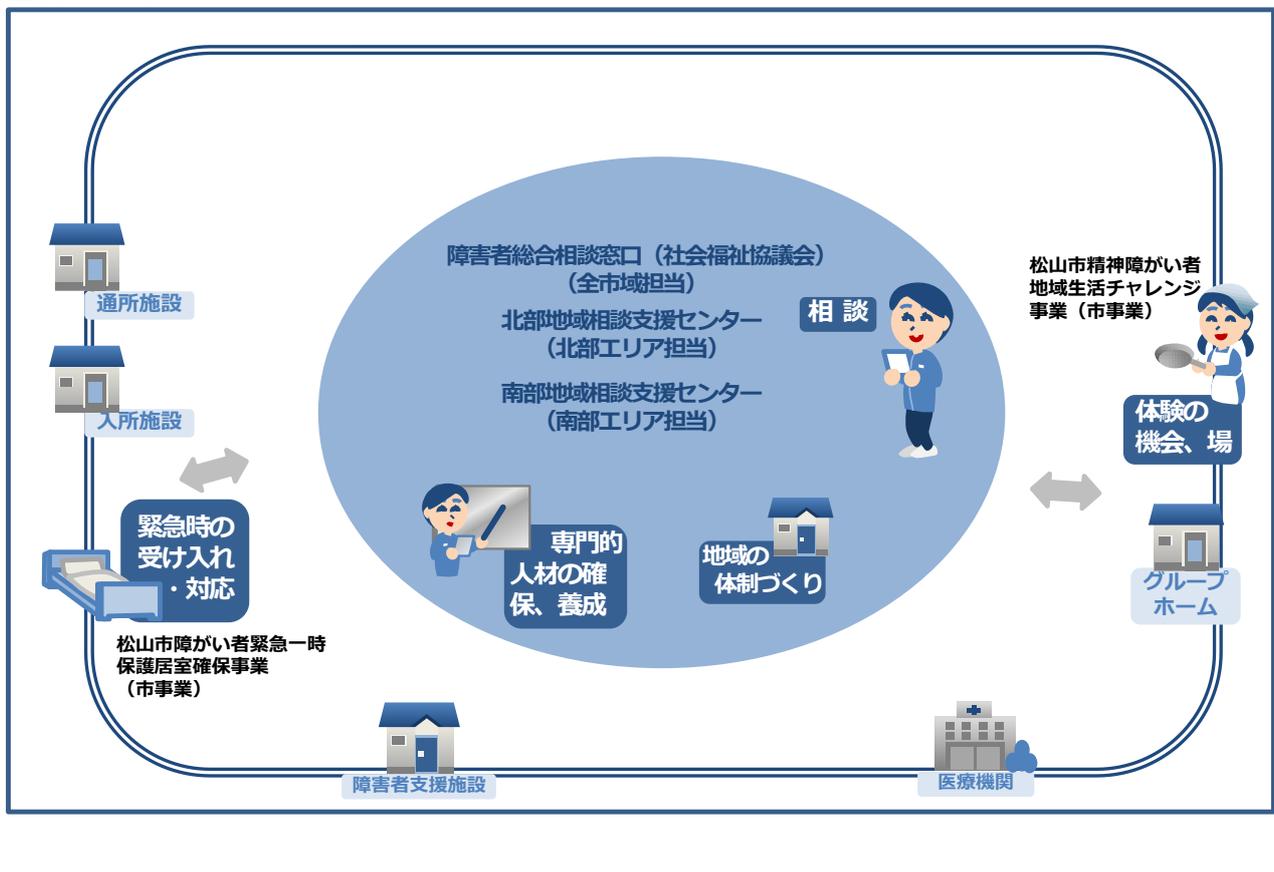
関係者への研修・説明会開催等

- ・ 北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター、障害者総合相談窓口が、それぞれに委託業務の中で、地域や関係者を対象に研修や説明会を開催している。

必要な機能の検討・検証

- ・ 市が北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター、障害者総合相談窓口の毎月の活動報告書に目を通し、より良い相談支援に向けた改善点の洗い出しなどを行っている。

整備イメージ図



3. 必要な機能の具体的な内容

① 相談機能

相談支援専門員数	16人（一般相談も含む） 北部地域相談支援センターと南部地域相談支援センター：各5人 障害者総合相談窓口：6人
相談事業にかかる費用	予算措置額：1か所につき3,300万円 活用している事業枠：障害者相談支援事業

北部と南部はエリアで担当分け、障害者総合相談窓口は全市を対象に幅広く対応

- ・北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター、障害者総合相談窓口（社会福祉協議会）で相談対応している。3か所は並列の位置付けで、北部地域相談支援センターと南部地域相談支援センターはエリアで担当を分け、障害者総合相談窓口は全市を対象にしている。毎月相談内容を集計し、定期的に市役所へ報告書を提出している。
- ・身体障害、知的障害、精神障害の3障害に加え、発達障害、高次脳機能障害、難病、障害児、虐待まで幅広く対象者の相談に応じている。障害者手帳や障害サービスの受給者証をもたない人でも相談できる。障害児の相談については、松山市内に4箇所ある児童発達支援センターや、障害者総合相談窓口で対応している。
- ・松山市の虐待防止センターは市の障がい福祉課の職員が対応しているが、夜間と土日は社会福祉協議会が携帯電話で対応し、社会福祉協議会で対応できないものを市に連絡するようにしている。
- ・障害者総合相談窓口事業には就労支援専門員も2人配置しており、一般就労の促進や継続した就労の確保、企業との信頼関係構築を図っている。
- ・コーディネーターという職種は配置していないが、実質上は北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター、障害者総合相談窓口の相談支援専門員が、適切なサービスにつなげるコーディネーターの役割を果たしている（北部5人、南部5人、障害者総合相談窓口6人の計16人）

市内の南北に
障がい者地域相談支援センターを設置しました

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職員が、ご相談を受け、必要な援助・支援を行う窓口として、平成25年4月から、市内の北部と南部に「障がい者地域相談支援センター」を設置しました。

相談時間は、平日の9時から17時です。
まずは、お電話にてお気軽にご相談ください。

北部
地域相談支援センター

松山市内空町16番地5
タマリス内庫 1階

TEL 089-989-6555
FAX 089-989-6888

南部
地域相談支援センター

松山市長柄一丁目2番8号

TEL 089-968-1009
FAX 089-968-1019



南部地域相談支援センター

オンコール体制による24時間対応

- ・ 3か所とも、開所時間外は携帯電話で24時間体制の相談受付を行っている。受け付けた相談については、内容によって緊急時受け入れ先の短期入所事業所や医療機関、普段利用している障害福祉サービス事業所などにつないだり、サービス利用が無い場合には障害者総合相談窓口、北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センターが対応するなど、ワンストップの対応を行っている。

② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入れ・対応で確保している床数	0床
延利用者数	0床
上記利用にかかる費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし

施設間の積極的な協力姿勢による受け入れ

- ・ 緊急時の受け入れが必要な場合、北部地域相談支援センター・南部地域相談支援センター・障がい者総合相談窓口や、相談を受けた市内特定相談支援事業所が中心となって、各短期入所事業所へ空き状況を確認し、受け入れの依頼を行う。また、その際、短期入所の支給決定を受けていないケースの場合等、必要に応じて市への連絡調整を行う。加えて、各短期入所事業所間でも連携を図り、必要な期間、隙間なく利用が出来るよう調整している。

松山市障がい者緊急一時保護居室確保事業（市事業）

- ・ 虐待に遭っている障害者の緊急時に、受け入れ可能な短期入所等の空きがない場合、一時的に保護して安全等を確保するため、松山市内の11法人（入所施設、通所施設）と「松山市障がい者緊急一時保護居室確保事業」の契約書を交わし、万一の事態に受け入れ対応できるようにしている。法人内に宿泊用の部屋がない場合は、事務室などに一時的に布団を敷いて利用してもらうこともある。
- ・ 契約時に、市と法人で1泊の単価（7,000～8,000円程度）を決め、実際の利用日数分を委託料として支払う。定員設定や空床確保はしていない。
- ・ 松山市の虐待防止センターに関する相談事案を社会福祉協議会が夜間と土日に対応していることから各法人と連携しているおり、11法人の中に、全く新規の人でも受け入れてもらえる法人がいくつかある。

③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場 利用者数	301人（平成29年4月1日見込み） 内訳：外泊体験 49人 170日分 日中活動体験 252人 476日分
上記利用にかかる費用	予算措置額：4,016千円 活用している事業枠：松山市精神障がい者地域生活チャレンジ事業（市事業）
<p>松山市精神障がい者地域生活チャレンジ事業（市事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院可能な精神障害者の地域生活へのスムーズな移行を促進することを目的とする事業を、以下のような内容で行っている（精神科病院入院者の地域移行の目標を「3年間で60人以上」としている）。 ・将来、グループホーム等の入居や就労継続支援事業等の利用を希望する人が、入院中に実際にその場所での生活や日中活動などの体験が行えるよう、市が体験利用にかかる費用を負担する（グループホーム等の部屋代とサービス提供料、日中活動等体験事業のサービス提供料）。 ・利用期間は月7日以内とするが、市長が認める場合は期間延長できる。 ・精神障害者が入居できるグループホームなどに空きがあるときに体験利用をセッティングする（居宅確保2か所）。 	

④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に かかる費用	予算措置額：下記事業枠（1か所につき3,300万円）の一部を 活用 活用している事業枠：障害者相談支援事業
<p>障害者総合相談窓口による啓発活動や研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合相談窓口が、「発達障害者就労支援研修」や「障がい者虐待防止研修」の開催、発達障害に関する啓発活動などを行っている。 <p>専門性を高めるため他機関への研修に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター、障害者総合相談窓口の委託料に研修費も含めており、専門性を高めるために他機関の研修に参加してもらっている。研修テーマは、高次脳機能障害、発達障害、難病、依存症、ひきこもり、自殺など、各種障害や病気等の理解に関するものが多い。 	

⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる費用	予算措置額：下記事業枠（1か所につき3,300万円）の一部を活用 活用している事業枠：障害者相談支援事業
<p>地域生活支援拠点等を中心とするネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター、障害者総合相談窓口の共催による「相談事業所連絡会」を平成28、29年度に各1回行った（平成27年度は市が主催）。人材育成と地域の資源把握も含めたネットワークづくりを目的としており、今後、地域の指定相談支援事業所を対象にしたケース検討会議や、職員の研修会、意見交換会、外部講師による勉強会などを考えている。 ・北部地域相談支援センターと南部地域相談支援センター、社会福祉協議会、市内の相談支援事業所（40か所）が2か月に1回集まって困難ケースを検討し、地域の福祉力向上に努めている。 ・北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター独自の勉強会も行っている。例としては、アドバイザー（視覚障害者等の専門員や更生保護施設、愛媛県の地域生活定着支援センターなど）を招いての勉強会を行っており、3か月に1回のペースで開催している。 	

⑥ その他付加している機能

費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：－
「－」	

4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

<地域生活支援拠点等利用事例1>

利用者の属性

- ・50代女性。知的障害、身体障害、等。

利用した経緯

- ・母親と2人暮らし。父親は数年前に他界、きょうだいは遠方に住んでいる。
- ・母親が利用する介護サービスのスタッフからセンターに相談がある。内容は、本人は生活面においてかなりの支援が必要と母親から聞いており、認知症が進んでいる母親と2人で在宅生活を続けるのは難しいのではないかと、というもの。
- ・その後母親に話を聞くと、このまま2人暮らしを希望するも、本人をお風呂に入れるのがしんどくなってきた、とのこと。
- ・そのため、本人の入浴支援のため居宅介護の導入を進めていた矢先、母親の認知症が悪化し、急遽、入院。
- ・その後きょうだいを交えて今後の生活について話し合うが、きょうだいは遠方に住んでいることなどもあって一緒に生活することは難しく、本人もどこか世話をしてもらえる所を希望する。

利用状況

- ・居宅介護を申請し、支援区分が出たばかりの状態であったが、行政に相談し、急遽、短期入所の支給決定を出してもらい、受け入れてもらえる事業所を当たって利用に繋がった。

利用の効果等

- ・短期入所利用中に、居宅介護・生活介護等のサービス調整を行ない、現在は、一人暮らしではあるが、安心して在宅生活を送ることが出来ている。

5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

市内全域への対応

- ・市内には島しょ部もあり、時間的に訪問が困難である。また、ニーズの把握も難しく、今後の課題である。
- ・業務上の関わりから地域での有機的な結びつきや受け入れ態勢は徐々に構築されているが、より一層の強化が課題である。